

住民検診が始まります。

一年に一度は必ず健康診断を受けましょう

肺がん、結核、基本健康診査 (血圧測定、尿検査、血液検査)

今年二月に実施した「健康診断世帯調査票」にもとづき、受診票を送付しますので、受診当日必ずご持参ください。

●肺がん検診は、四十才以上の方が対象となります。

●結核検診は、十八才以上の方が対象となります。

●基本健康診査は、四十才以上の方が対象となります。

なお、年齢については、昭和六十二年二月一日現在で調査したものであり、前記の項目に該当する方で、受診票がいかなかった方でも検診を希望される場合は受診できます。

※日程表に記載されている対象地区は、一応の目安です。

で、都合のよい会場で受診していただく。

※四十才以上で肺がん検診を受けられる方は、必ず問診票に全項目記入してご持参ください。

※肺がん・結核、基本健康診査ともすべて無料ですが、基本健康診査で、眼底・心電図・血糖検査が必要とされた方は、当日五百円いただきます。

(お問い合わせ) 他の医療機関等で受診された方、受診を予定の方はその旨、役場町民生生活課保健衛生係までご連絡ください。

(三八三二一) (三八三二一) (三八三二一)

住民検診でのパートを募集します。

六月二十日(月)より二十七日(月) (土・日曜を除く)の六日間、住民検診が実施されます。診査が多岐にわたっており、パートを募集いたします。

人員 十名程度
賃金 一時間 五六〇円(一日 一一〇三・四〇)

役場保健衛生係 (三八三二一)

母子保健推進員を募集します

すこやかな母子を目標し、地域と役場を結び、パイ役として活動する母子保健推進員になつてくださる方を募集します。

町では、五十七年に母子保健推進員が誕生し、現在も二十四名の方が地区で活躍しています。が、六十三年六月三十日で任期切れとなるため公募いたします。

主な仕事の内容

- 乳幼児健診や離乳食講習会時
- 母親学級受講のお誘いに妊婦さん宅を訪問
- (健診等)の協力には一回、七百五十円、訪問には一件、三百円の報酬が支払われます。
- 年間五、六回の研修会が開催されます。

申込み〆切 六月十七日(金)
詳細については、または申込みは役場保健衛生係まで

救急法(心肺蘇生法等) 教育講習会の開催案内について

日本救急医学会の救急専門医が「グামী」人形やスライドを使い、人工呼吸や心臓マッサージ、止血法等、素人でもできる応急手当の方法を指導します。

開催日時・場所

●長岡会場 昭和六十三年七月十三日(水) 午後一時から午後五時まで、長岡市立劇場(新湯会場) 昭和六十三年七月十四日(木) 午後一時から午後五時まで、新潟県自治会館講堂

受講料 三千元(教材費、受講証明等一切を含む)

※受講は誰でもできます。申し込み方法等、詳しくは、県企画調整部交通対策課(〇二五二一五八) (五二一) (三七五二) (三七五二)



住民検診日程

期日	時間	会場	対象地区
6月20日(月)	AM9:00~11:00	鎌倉地域研修センター	鎌倉
	PM1:00~3:00	矢代田小体育館	天ヶ沢1~3 松ヶ丘、矢代田1
6月21日(火)	AM9:00~11:00	ヤシロダ健康体力研究所(旧竹井機器体育館)	矢代田2~6 矢代田7~13
	PM1:00~3:00	水田集落開発センター	水田、小向
6月22日(水)	AM9:00~11:00	水田集落開発センター	横川浜
	PM1:00~3:00	中央公民館	大川前、若葉町 雁巻 本町、新栄町 蔵町
6月23日(木)	AM9:00~11:00	中央公民館	中央町、諏訪町 うでこぎ
	PM1:00~3:00	中央公民館	新町、花園町 文京町
6月24日(金)	AM9:00~11:00	電玄集落開発センター	電玄
	PM1:00~3:00	新保地域研修センター	新保
6月27日(月)	AM9:00~11:00	電玄集落開発センター	電玄
	PM1:00~3:00	新保地域研修センター	新保

民生委員の日

(五月十二日)

を制定

民生委員制度創設日五月十二日は「民生委員の日」です。全国一斉に民生・児童委員が、基調精神・基調理念、及び職務を再認識し、もって社会福祉の増進に取り組み決意を新たにす日として民生委員の日が制定されました。

民生・児童委員

白井ミサヲさん

厚生大臣特別表彰を受賞



民生、児童委員として多年にわたり、その職務に精励し、その功績が顕著であると認められ、このたび、民生委員制度創設七十周年記念厚生大臣特別表彰を受けられました。今後の民生委員活動に一層の成果をあげられることが期待されます。おめでとうございませう。

六月一日は人権擁護委員法が施行された日です

平和、自由、平等のもとに生きる権利、世界人権宣言四〇周年

昭和二十三年にまず政令に基づいて人権擁護委員制度が設けられ、翌二十四年六月一日に人権擁護委員法が施行されました。国民の基本的な人権を擁護し、守る、いわば民間人による人権の番人の機関が誕生したのです。これが人権擁護委員制度の始まりです。

小須戸町の

人権擁護委員

小須戸町の人権擁護委員は、六月一日を「人権擁護委員の日」と定め、この日を中心として皆さんとともに一層の人権思想の啓蒙に努めることを申し合わせております。

世界人権宣言前文 (一九四六年十二月十日採択)

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と、平等を認めることのできない権利とを承認することとは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、人権の無視と軽侮とは、人類の良心をふみにじった野蛮行為を生ぜしめ、また、人間が言論及び信仰の自由と恐怖及び欠乏からの自由とを享有する世界の出現は、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、人間が専制を圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えざるを得ないものであつてはならないならば、人権は法の支配に

よつて保護されなければならないことが、肝要であるので、国際連合の諸国民は、基本的な人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権に関するその信念を憲章において再び確認し、且つ、一層大きな自由の中で、社会的進歩と生活水準の向上を促進することを決意したので、加盟国は、人権及び基本的自由の世界的な尊重、及び遵守の促進を国際連合と協力して達成することを誓約したので、これらの権利と自由とに関する共通の理解は、この誓約の完全な実現のために最も重要であるので、ここに、

国際連合総会は、社会の各個人、及び各機関が、加盟国自身の人民の間及び加盟国の管轄下にある地域の人民の間において、これらの権利と自由との尊重を教育及び教化によって促進すること並びにその世界的で有効な承認と遵守とを国内及び国際の漸進的措置によって確保することに、この人権に関する世界宣言を常に念頭におきつつ、努力するよう、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この宣言を布告する。

第一回「なごみの会」が開催されました。



五月十八日、今年度第一回目の「なごみの会」(脳卒中後遺症者のつどい)が開催されました。今回は、四人のボランティアの方々のお手伝いもあり、秋葉苑(秋葉山)での会合でした。好天に恵まれ、十七人の参加者の方々は、満開の牡丹園での散策を楽しんでおられました。次回は、七月十二日(火)です。参加希望者は、役場保健婦までご連絡ください。